

会議報告



国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2025年12月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2025年12月8日から11日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した¹。

日本からは、大野美希子氏 (ボードメンバー)、佐久間義浩氏 (金融庁 (企業会計審議会) オブザーバー) 及び日本公認会計士協会より甲斐幸子 (テクニカルアドバイザー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー (ISRE 2410 ²)	公開草案に向けた検討	- ISRE2410 (改訂) の草案全体について議論された。 2026年3月に公開草案の承認を予定している。
2.	監査証拠及びリスク対応	公開草案に向けた検討	- プロジェクトで扱う一部の論点の検討が行われた。 2026年6月に公開草案の承認を予定している。
3.	ISA500シリーズ	プロジェクト開始に向けた検討	- プロジェクトで扱う論点の候補及びプロジェクト・プロポーザルの草案の検討が行われた。 2026年3月にプロジェクト・プロポーザルの承認を予定している。
4.	テクノロジーに関する品質マネジメント	プロジェクト開始に向けた検討	- 情報収集活動について報告され、今後の方向性に関する議論が行われた。 2026年3月に具体的なアクションについての議論が行われる予定である。

1 公開草案に向けた検討ー独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー (ISRE2410)

ISRE2410は、2005年に公表された後、実質的な改訂が行われておらず、基準のアップデートが必要となっていた。そこで、2025年6月会議において基準改訂のプロジェクト・プロポーザルが承認され、プロジェクトが開始された。今回の会議では基準の草案全体が示され、以下の論点を含む議論が行われた。

(1) 重要性

プロジェクトチームから、適用指針に以下の記載を行うことが提案された。

A53. 監査人は、期中財務情報全体に対する重要性の基準値の決定の出発点として、前期の財務諸表監査と同じ指標及び割合の使用を検討する場合がある。損益計算書に基づく指標 (例えば税引前利益) を期中会計期間に対して使用する場合、期中レビュー業務における重要性の基準値は、期末監査における重要性の基準値よりも低くなる場合がある。重要性は、期中財務情報の想定利用者にとって重要と考えられるものを示すため、これは適切である。

上記の適用指針の提案に対して、ボードメンバーから主に以下のコメントがあり、引き続き検討することになった。

- 重要性の決定は、個々の企業の財務報告の利用者のニーズに応じた監査人の判断とすべきである。よって、ISA320³ 第4項に記載されている「監査人の重要性の決定は、財務諸表の利用者が有する財務情報に対するニーズについての監査人の認識によって影響を受ける」旨を記載し、上記は削除すべきである。

- ・ オーストラリアにおいて、中間財務諸表レビューの重要性に関して、例えば貸借対照表と損益計算書のいずれに基づく指標を使用しているかで大きく異なるといった実務上の混乱があるとの議論があり、今後検討を行うことになっている。IAASBでも追加のガイダンスを検討することが有益ではないか。
- ・ 期中レビューの重要性に関しては、前期の財務諸表監査における未修正の重要性のない虚偽表示の扱い等、実務的な課題がある。この点、米国には関連した指針があると聞いており⁴、IAASBでもその内容を検討してはどうか。

(2) 継続企業

継続企業の前提は期中財務情報の作成における基本的な原則であり、期中レビュー業務においても、公共の利益の観点から特に重要であることから、一部の国では、期中レビュー業務における、継続企業の前提に関連する規定の強化が既に行われている。そこで、期中レビュー業務は限定的保証業務であることを考慮した形で、継続企業の前提に関する規定の強化を行うことが検討されている。

① 業務の実施

前回の会議における議論を受けて、プロジェクトチームから、主に以下の要求事項を設けることが提案された。

- ・ 監査人は、継続企業の前提に関する経営者の評価について、経営者に対して以下を含めた質問を行わなければならない(第53項)。
 - 直近の財務諸表又は期中財務情報に対する評価日時点において存在していた事象又は状況について(その変化を含む)
 - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が新たに生じたかどうか
- ・ 監査人は、継続企業の前提に関する経営者の評価期間が期中財務情報の承認日から12か月に満たない場合、評価期間を期中財務情報の承認日から少なくとも12か月に延長するよう経営者に求めなければならない(第54項)。
- ・ 監査人は、上記及び他のレビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、以下を行わなければならない(第55項)。
 - 関連する経営者の対応策について経営者に質問し、その実行可能性等について検討すること
 - 注記の適切性を検討すること
- ・ 監査人は、レビュー手続により入手した証拠に基づき、以下を信じさせる事項が認められなかったかどうかを評価しなければならない(第56項)。

- 継続企業を前提として経営者が期中財務情報を作成することが適切ではないこと
- 継続企業の前提に関して、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する又は誤解を招くこと

上記の第54項に関して、一部のボードメンバーから、限定的保証であるレビュー業務の要求事項としては適切ではない、国際財務報告基準(IFRS)では、期中財務情報については見積りを広く使うことが許容されているにもかかわらず、監査人が経営者に対して期中レビュー毎に期中財務情報の承認日から少なくとも12か月間の詳細な評価を求めるようにみえるため、要求事項の趣旨を明確にするべきといったコメントがあった。また、経営者が期中レビューのタイミングで評価を行っていない場合について扱ってはどうかといったコメントもあり、引き続き検討することになった。

② 期中レビュー保証報告書の記載

IAASBが2025年1月に公表したISA570(2024年改訂)⁵では、監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行うことが求められている。そこで、期中レビュー報告書においても、監査業務と同様に、全ての状況において監査人の結論に相当する記載を要求することで議論が進んでいる。今回の会議で、プロジェクトチームから、期中財務情報に対する限定的保証業務であることを考慮して、以下のそれぞれの状況における記載に関する要求事項の案が提示された。

- ・ 直近の監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれず、期中会計期間においても重要な不確実性が認められない場合
- ・ 直近の監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれ、関連する事象又は状況が期中会計期間において引き続き存在しており、経営者が重要な不確実性について期中財務情報に適切に注記している場合
- ・ 直近の監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれないが、期中会計期間において新たに重要な不確実性が認められ、経営者が適切に注記している場合
- ・ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、期中財務情報に適切に注記されていない又は継続企業の前提に関してその他の理由で誤解を招くと監査人が考える場合
加えて、プロジェクトチームから、以下の状況における記載に関する要求事項についても今後検討予定であることが説明された。
- ・ 直近の監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれていたが、関連する事象又は状況が解消された場合

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたが、重要な不確実性は認められないと経営者が判断した場合

上記の提案に対し、ボードメンバーからは、複数のパターンがあり複雑であることから、フローチャートにより明瞭化してはどうかとのコメントがあったほか、提案の適切性については、具体的にはレビュー報告書の文例を元に検討する必要があるといったコメントがあった。

(3) 今後の予定

2026年3月に公開草案の承認が行われ、2027年3月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

2 公開草案に向けた検討－監査証拠及びリスク対応

IAASBは、規制当局を含めた利害関係者から、監査証拠とリスク対応について統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、2024年12月会議において、ISA330⁶、ISA500⁷及びISA520⁸を改訂するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。プロジェクトでは、従来から行われていた監査証拠プロジェクトで扱っていた論点に加え、内部統制及びテクノロジーに関連した論点が扱われている。今回の会議では、プロジェクトで扱う一部の論点について議論が行われた。

(1) ISA330 第18項

ISA330 第18項（「監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要性 (material) がある取引種類、勘定残高又は注記事項に対して、実証手続を立案し実施しなければならない。」）は、以下のいずれかの場合に適用となる。

- ・ 重要性 (material) があるが、重要 (significant) でない取引種類、勘定残高又は注記事項
- ・ ISA330 第6項に従って立案及び実施された重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続に、実証手続が含まれず、内部統制の運用評価手続のみが含まれる場合

「重要性がある取引種類、勘定残高又は注記事項」とは、関連する情報を省略したり、誤った表示をしたり、又は不明瞭に記載することで、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる取引種類、勘定残高又は注記事項のことをいう。また、「重要な取引種類、勘定残高又は注記事項」とは、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションが存在する取引種類、勘定残高又は注記事項のことをいう。

当該要求事項は、監査人のリスク評価は判断に基づくものであ

り重要な虚偽表示リスクの全てを識別していない場合があること、また、内部統制には経営者による内部統制の無効化を含む固有の限界があることを踏まえ、重要な虚偽表示リスクへの対応が漏れないように設けられている。

一方で、ISA315 (2019年改訂)⁹の公表により、監査人のリスク評価に関する規定が強化され、特に、ISA315 (2019年改訂) 第36項では、重要性があるが、重要でない（つまり、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションが存在しない）と評価された取引種類、勘定残高又は注記事項について、監査人のリスク評価が引き続き適切であるか評価することが求められている。この結果、ISA330 第18項の必要性に対する疑問や実務上の課題を指摘する声が挙がり、プロジェクトで検討することになった。

前回の会議における議論を受け、プロジェクトチームから、以下の3つの案が提示された。

- ・ (案1) ISA330 第18項は削除し、ISA315 (2019年改訂) において、重要性があるが重要でない取引種類、勘定残高又は注記事項について、監査人の判断の根拠の調書化を要求する。
- ・ (案2) ISA330 第18項は現行どおりとし、関連する適用指針の明瞭化を行う。
- ・ (案3) ISA330 第18項を修正し、重要性があるが重要でない取引種類、勘定残高又は注記事項に対して、実証手続を立案し実施する必要があるか判断することを求める。

上記の提案に対して、多くのボードメンバーは案1に賛成だった。

(2) 書類の真正性 (authenticity)

ISA200¹⁰ A24項の一文目について、モニタリング・グループを含めた一部の利害関係者から、2024年3月ボード会議に提示されたISA500 (改訂) の草案¹¹及びISA240 (改訂)¹²の記載と整合していない等の理由から、削除すべきとのコメントが寄せられ、本プロジェクトで検討を続けている。

前回の会議の議論を受け、プロジェクトチームから、一文目を削除した上で、ISAに含まれる真正性に関連する複数の規定について、その全体像を説明する文章を追加する修正を行うことが提案された。当該提案に対して、様々なコメントがあったが、多くのボードメンバーは方向性に賛成だった。

(3) 分析の実証手続

2025年6月会議において、プロジェクトチームから、分析の実証手続に関する要求事項を変更し、計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、追加的な調査を行わなくても監査上許

容できる差異の金額は、手続実施上の重要性以下とすることを求めることが提案され、ボードメンバーから様々なコメントがあった。今回の会議においても、プロジェクトチームから、前回と同じく、手続実施上の重要性以下とすることが提案された。これは、手続実施上の重要性は、重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続の種類、時期及び範囲を判断するために決定することが求められていること、また、手続実施上の重要性は、合算リスクを適切な低い水準に抑えるために設定されるからである。

これに対して、一部のボードメンバーから、常に手続実施上の重要性以下であることを求めるのは過度であるとのコメントがあった一方で、他のボードメンバーからは、実証手続であることを踏まえると、提案は適切であるとのコメントがあった。また、実証手続以外の分析的手続も監査証拠を提供することやその役割について、何らかの形で強調してはどうかとのコメントがあり、検討することになった。

(4) 今後の予定

2026年6月に公開草案の承認が行われ、2027年12月に基準の最終化承認を行うことが予定されている。

3 プロジェクト開始に向けた検討—ISA500シリーズ

IAASBは、2023年12月会議で承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、2025年から、テクノロジーの利用による影響を含め、現在の企業及び監査環境を反映するため、ISA501¹³、ISA505¹⁴及びISA530¹⁵の改訂プロジェクトを行うことを予定していた。ISA501に関しては、棚卸資産に関する規定を中心に改訂を行うことが予定されている。今回の会議では、プロジェクトチームから、これまでに行われた情報収集活動の結果の概要が説明されるとともに、プロジェクト・プロポーザルの草案が提示され、議論が行われた。

プロジェクトチームから、ISA530に関しては、利害関係者から、プロジェクトで扱う論点の候補の多くは、監査事務所のメソッドロジで扱うべき事項であり、基準はプリンシプル・ベースであるべきとの意見が多かったことから、本プロジェクトでは扱わず、将来検討が必要となる可能性があるトピックの一つとして、継続的なモニタリングの対象としてはどうかとの提案があった。これに対し、一部のボードメンバーからは、基準改訂の必要がないことには同意するものの、規範性のない公表物の策定は有益とのコメントもあったが、プロジェクトチームの提案どおり、将来の継続的なモニタリング対象とし、プロジェクトの対象には含めないことになった。

今後、2026年3月にプロジェクト・プロポーザルの承認を行う

ことを予定している。

4 プロジェクト開始に向けた検討—テクノロジーに関する品質マネジメント

IAASBは、テクノロジーに関する品質マネジメントについてプロジェクトを行うか検討を続けている。2025年6月会議において、現段階では、プロジェクトの成果物としては、基準改訂ではなく、規範性のない公表物の策定が適切と考えられるが、最終的には、情報収集活動の結果で判断することとし、2025年下半年に、世界各地でのラウンドテーブルの開催を含めた様々な情報収集活動を行うことになっていた。

今回の会議において、プロジェクトチームから、情報収集活動の結果と今後の方向性について、主に以下の説明があった。

- 情報収集活動の結果、多くの利害関係者から、生成AIを含めたテクノロジーに対する品質マネジメント基準の適用について、IAASBが重要な役割を果たすこと、また、現行の品質マネジメント基準自体は引き続き適切であることから、品質マネジメント基準に記載されている原則に基づく、規範性のない公表物の開発のニーズが最も高いとの意見があった。
- そこで、今後、規範性のない公表物の策定を行うこととし、2026年3月会議において、具体的なアクション案を提示する。今後の方向性について、多くのボードメンバーから賛同があった。関連して、例えば以下のコメントがあった。

- テクノロジーは品質マネジメントシステムの様々な構成要素に影響するため、資源だけでなく、それ以外の全ての構成要素について扱う必要がある。
- 他の基準設定主体でも同様の取組みが行われる可能性があるため、連携が重要である。
- 規範性のない公表物の形で適時性を重視することは大事だが、適切なコンサルテーションを行うこと、テクノロジーに関する適切な専門家に議論に入ってもらうことが重要である。
- IAASBでは、他のプロジェクトでもテクノロジーを扱っており、また今後の継続的なモニタリングも重要である。この点、IAASBが行っているテクノロジーに関する活動の全体像を明示した上で、品質マネジメントに関する活動がどこに位置付けられているのかを明確にする必要がある。

5 その他

上記のほか、主に以下の議論が行われた。

(1) 2028年から2031年のIAASB及びIESBAの戦略及び作業計画

IAASBは、2028年から2031年の戦略及び作業計画の策定に向けて、今後、利害関係者の見解を聞くためウェブサイト上でのオンライン調査を行った上で、戦略及び作業計画の案に関するコンサルテーション・ペーパーの策定を行う予定としている。オンライン調査に関しては、IAASBと国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) による共同調査として実施することを予定しており、今回の会議で、その内容がIAASBとIESBAのボードメンバー全員の賛成で承認された。共同調査は、2026年1月21日に公表されている(回答期限:2026年5月15日)¹⁶。

(2) 複雑でない企業の監査 (ISA for LCE)

2023年9月に公表されたISA for LCE¹⁷は、2025年12月15日以降開始事業年度から適用が開始された。IAASBは、基準の採用及び適用の安定性を確保するため、適用後3年間はISA for LCEの改訂を行わず、第1回目の改訂版ISA for LCEの適用日は2028年12月15日以降とすることを予定していた。今回の会議で、適用後3年目以降のISA for LCEの改訂に関する基本方針 (ISAの改訂が最終段階となった際に、当該改訂に関連してISA for LCEの改訂を行うことを記載)と、第1回目の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルが承認された。

(3) ISA540 (改訂) の適用後レビュー計画

2019年12月15日以降開始事業年度から適用されているISA540 (改訂)¹⁸に関する適用後レビューに関して、公開コンサルテーション調査文書の承認審議が行われ、ボードメンバー全員の賛成で承認された。調査文書は、2026年2月17日に公表されている(回答期限:2026年6月15日)¹⁹。

<注>

- 1 前回2025年9月ボード会議の内容については、本誌2026年1月号記事「国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2025年9月会議)」を参照のこと。
- 2 国際レビュー業務基準 (International Standard on Review Engagement: ISRE) 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
- 3 ISA320「監査の計画及び実施における重要性」
- 4 米国では、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) 会計基準 ASC270「期中報告」において、誤謬の訂正における重要性の判断は、通年の利益の見積

り、及び利益の傾向への影響に関連付けて行われることが記載されている (ASC270-10-45-16)。また、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountant: AICPA) 監査基準AU-C930「期中財務情報」において、未修正の虚偽表示が重要かどうかの判断の際の考慮事項の一つとして、当期又は前期監査における重要性の判断が含まれている (AU-C930 A30項)。

- 5 ISA570 (2024年改訂)「継続企業」
- 6 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 7 ISA500「監査証拠」
- 8 ISA520「分析的手続」
- 9 ISA315 (2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 10 ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」
- 11 IAASBは、2024年3月ボード会議において、監査証拠プロジェクトにおけるISA500の改訂の検討を中断し、監査証拠プロジェクトでの検討内容は、監査証拠及びリスク対応プロジェクトに引き継がれている。したがって、監査証拠及びリスク対応プロジェクトにおけるISA500の改訂案は、2024年3月ボード会議で検討された草案がベースとなる。
- 12 ISA240 (改訂)「財務諸表監査における不正」
- 13 ISA501「特定項目の監査証拠」
- 14 ISA505「確認」
- 15 ISA530「監査サンプリング」
- 16 <https://www.iaasb.org/news-events/2026-01/iesba-and-iaasb-launch-joint-stakeholder-survey-shape-2028-2031-strategies>
- 17 複雑でない企業の監査向け国際監査基準 (International Standard on Auditing for Audits of Financial Statements of Less Complex Entities: ISA for LCE)
- 18 ISA540 (改訂)「会計上の見積りの監査」
- 19 <https://www.iaasb.org/news-events/2026-02/iaasb-launches-survey-post-implementation-review-isa-540-revised-accounting-estimates>

***法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材**

教材コード	J 0 3 0 5 8 9
研修コード	3 0 0 3
履修単位	0.5 単位

